

## 第17期 第26回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和4年9月29日(木) 午後1時30分～午後2時2分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 ( 6 名)

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 5番 宮里 由美子 委員 6番 金城 朝之 委員

7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 ( 2 名)

1番 瀬長 澄子 委員 4番 當間 康由 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洩 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

6番 金城 朝之 委員 ・ 7番 比嘉 強 委員

7 付議すべき案件

報告第 154 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 155 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 156 号 現況証明願について

報告第 157 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第 77 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 78 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

|     |    |   |                         |
|-----|----|---|-------------------------|
| 議案第 | 79 | 号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 協議第 | 23 | 号 | 農用地のあっせんについて            |
| 協議第 | 24 | 号 | 農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について |

## 8. 会議の内容

|       |   |
|-------|---|
| 職務代理者 | <p>皆さん、こんにちは。では、ただいまから第 17 期豊見城市農業委員会第 26 回総会を開会いたします。</p> <p>(午後 1 時 30 分) 開会</p>  |
| 職務代理者 | <p>本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。<br/>会期は、本日 1 日限りといたします。<br/>本日の出席委員は 8 名中 6 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。<br/>次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 6 番委員の金城朝之委員と第 7 番委員の比嘉強委員の 2 名、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査を指名いたします。<br/>これより報告案件に入ります。はじめに、報告第 154 号について事務局に説明をさせます。</p> |
| 事務局   | <p>それでは、議案書の 2 ページをお開きください。<br/>報告第 154 号「農地転用後利用状況の報告について」、7 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>  |
| 職務代理者 | <p>ただいまの報告第 154 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。<br/>特に質疑がないようですので、進行します。<br/>続きまして、報告第 155 号について事務局より説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局   | <p>それでは、議案書の 4 ページをお開きください。<br/>報告第 155 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、6 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>  |
| 職務代理者 | <p>ただいまの報告第 155 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。<br/>特に質疑がないようですので、進行します。<br/>続いて、報告第 156 号について事務局より説明をお願いいたします。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | <p>それでは、議案書の 6 ページをお開きください。</p> <p>報告第 156 号「現況証明願について」、4 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>   |
| 職務代理者 | <p>ただいまの報告第 156 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。</p> <p>特に質疑がないようですので、進行します。</p> <p>続きまして、報告第 157 号について事務局より説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局   | <p>それでは、議案書の 8 ページをお開きください。</p> <p>報告第 157 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、5 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>   |
| 職務代理者 | <p>ただいまの報告第 157 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。</p> <p>特に質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に、議案審議に入ります。議案第 77 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。では事務局の説明をお願いいたします。</p>  |
| 事務局   | <p>それでは、議案第 77 号について説明いたします。議案書の 10 ページをお開きください。</p> <p>議案第 77 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、3 件の申請がございました。</p> <p>整理番号 1 番につきまして、議案書の 12 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 80 番 1、137 番 1、137 番 7、137 番 5 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。</p> <p>整理番号 2 番につきまして、議案書の 14 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 980 番、981 番、字渡嘉敷 305 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。</p> <p>整理番号 3 番につきまして、議案書の 16 ページをお開きください。申請のあ</p> |

りました豊見城市字渡嘉敷 224 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、大城委員から報告をお願いします。

大城推進委員

それでは、令和 4 年 9 月 13 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 3 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

職務代理者

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

議案 77 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番と 3 番については関連事案ですので、一括して審議します。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番と 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番と 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

|       |   |
|-------|---|
| 職務代理者 | <p>異議なしとのことですので、整理番号 2 番と 3 番については許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 78 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。</p>  |
| 事務局   | <p>それでは、議案書の 18 ページをお開きください。</p> <p>議案第 78 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。</p> <p>整理番号 1 番につきまして、24 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 338 番 6、338 番 7。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>続いて現地調査の結果をご報告いたします。</p> <p>整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。</p> <p>議案第 78 号について、説明は以上です。</p> |
| 職務代理者 | <p>事務局の説明が終わりました。議案第 78 号は 1 件ずつ審議します。</p> <p>では整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してからお願いします。</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決します。</p> <p>整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>  |
| 職務代理者 | <p>異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 79 号について審議します。事務局より現地調査の報告と併せて議案の説明を求めます。</p>  |
| 事務局   | <p>それでは、議案書の 26、27 ページをお開きください。</p> <p>議案第 79 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、8 件ござ</p>  |

いました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、33 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 524 番 7。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字田頭 207 番 2。転用目的はレンタカー駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして、43 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 502 番。転用目的は資材置き場兼駐車場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字豊見城 773 番 1。転用目的は駐車場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 5 番につきまして、54 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 181 番 2。転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 6 番につきまして、60 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 305 番 15。転用目的は駐車場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 7 番につきまして、67 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 162 番 6、162 番 9。転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 8 番につきまして、74 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 338 番 4。転用目的は進入路。議案第 78 号でありました農地法第 4 条許可申請の一般住宅と一体利用をするものです。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha 未満の農地となっています。現場は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に、整理番号 2 番の申請地は、那覇空港自動車道名嘉地 I C の出入口からおおむね 300m 以内の区域にある農地です。現場は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

続いて、整理番号 3 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha 未満の農地となっています。現場は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

続いて、整理番号 4 番の申請地は、豊見城地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha 未満の農地となっています。現場は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

続いて、整理番号 5 番の申請地は、保栄茂地区の都市機能を有する施設が連坦する農地となっています。現場は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に、整理番号 6 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40% を超える農地となっています。現場は既に駐車場として利用されていることから違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については既存ブロック塀及び事業計画から特に問題ないと考えられます。

次に、整理番号 7 番の申請地は、長堂地区の農用地区域に近接し、農地の広がり が 10 ha を超える優良農地となっています。現場は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

続いて、整理番号 8 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40% を超える農地となっています。現場は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 79 号について、説明は以上です。

職務代理者

事務局の説明が終わりました。議案第 79 号は 1 件ずつ審議します。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理人

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理人

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

続きまして、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理人

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者 異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。  
質疑なしと認めます。これより採決します。  
整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

職務代理者 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
次に、整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。  
質疑なしと認めます。これより採決します。  
整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

職務代理者 異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
次に、整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。  
質疑なしと認めます。これより採決します。  
整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

職務代理者 異議なしとのことですので、整理番号 7 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
次に、整理番号 8 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。  
質疑なしと認めます。これより採決します。  
整理番号 8 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

|          |  |
|----------|--|
| 職務代理者    | <p>異議なしとのことですので、整理番号 8 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。</p> <p>次に、協議第 23 号について審議します。事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事務局      | <p>協議第 23 号について説明いたします。</p> <p>まず初めに、あっせん申出がありました豊見城市字饒波 642 番 3 の農地について、あっせん委員の大城空委員からあっせんのてんまつの報告をお願いします。</p>  |
| 大城あっせん委員 | <p>あっせん委員の大城です。あっせん委員を代表して報告します。</p> <p>議案書の 76 ページから 79 ページをお開きください。</p> <p>あっせんの申出がありました農地について、あっせんの譲受候補者の順位第 1 位から第 4 位の者まで順次あっせんを行いました。あっせん申出者の売渡し希望額と買受希望額に大きな差があったことや経営安定後の農地拡大を希望する等の理由から、どの候補者も該当農地を買い受ける意向がないことを確認しましたので、当該譲受候補者のあっせん交渉は成立する見込みがないと判断し、当該あっせんについては打ち切ることとしました。以上です。</p> |
| 職務代理者    | <p>大城空委員、ご報告ありがとうございます。</p> <p>ただいまあっせん委員の大城空委員より、あっせん打ち切りの報告がありましたので、農地移動適正化あっせん事業実施要領の 15 の(1)に基づき、農業委員会は新たにあっせん譲受候補者を選定してあっせんを行うか、または、あっせんしないことにするかについて決定する必要があります。</p> <p>これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。</p> <p>～金城委員挙手～</p>   |
| 職務代理者    | <p>6 番 金城朝之委員、お願いします。</p>  |
| 6 番委員    | <p>希望価格の差が大きいのであれば、継続したとしても成立する見込みが低いので、あっせんを行わないでもよいのではないのでしょうか。</p>  |
| 職務代理者    | <p>ただいま金城朝之委員より提案がございましたが、ほかにございませんか。</p> <p>～宮里委員挙手～</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 職務代理者 | 宮里由美子委員、お願いします。   |
| 5 番委員 | 私も成立する見込みが低いのであれば、あつせんをしなくもてよいと思います。  |
| 職務代理者 | ただいま 6 番委員、5 番委員より提案がございましたが、ほかにございませんか。<br>ほかには質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。<br>これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。<br><br>(はいの声あり)  |
| 職務代理者 | それでは協議第 23 号については、新たなあつせんを行わないことにご異議ございませんか。<br><br>(異議なし)  |
| 職務代理者 | 異議なしとのことですので、協議第 23 号については、当該あつせん申出の新たなあつせんを行わないことに決定しました。<br>次に協議第 24 号について審議します。事務局の説明をお願いします。  |
| 事務局   | それではお手元の議案書の 87 ページをよろしくお願いします。<br>協議第 24 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」、みだしの件につきましては、令和 4 年 9 月 22 日付、豊経建農第 464 号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものでございます。<br>次の 88 ページが市長より会長宛てで、農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について照会文書となっております。<br>めぐりまして、89 ページが農用地利用集積計画（案）となっております。詳細につきましては、主幹課であります農林水産課のほうから職員が出席しておりますので、そちらから説明いたします。よろしくお願いします。 |
| 農林水産課 | 皆さん、こんにちは。農林水産課農政班の大城です。よろしくお願いします。<br>今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 2 件ございますので、説明したいと思います。<br>資料の 91 ページをお開きください。<br>貸し手及び借り手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の   |

地番は、我那覇 583 番 1、467 m<sup>2</sup>、我那覇 583 番 2、296 m<sup>2</sup>、計 763 m<sup>2</sup>、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から令和 14 年 5 月 31 日となっております。

資料 93 ページをお願いします。

次に R4-5 についてですが、借り手及び貸し手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の地番は、我那覇 589 番 2、501 m<sup>2</sup>、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から令和 14 年 5 月 31 日となっております。

説明は以上となります。

職務代理者

協議第 24 号について説明が終わりました。協議第 24 号については 1 件ずつ審議します。

はじめに、番号 R4-4 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R4-4 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、番号 R4-4 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。

次に、番号 R4-5 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

休憩します。

休憩 午後 2 時 00 分

再開 午後 2 時 00 分

職務代理者

再開します。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R4-5 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、番号 R4-5 については、豊見城市長に対して「適

正である」と回答することに決定しました。どうもありがとうございました。  
以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様  
には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、  
ありがとうございました。  
これで本日の農業委員会総会を終わります。ご苦労さまでした。

令和4年9月29日(木)  
午後2時02分終了

議事録署名委員

職務代理者

上原 啓一 

6番委員

金城 朝之 

7番委員

比嘉 強 